



## TOPICS

# 米国の紛争鉱物規定が もたらす影響

井口耕一

株式会社KPMG BPA  
パートナー

### はじめに

二〇二二年八月二三日、米国証券取引委員会（SEC）は、製品の製造に使用している一定の材料の原産の開示を公開企業に義務付けるドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（ドッド・フランク法。二〇一〇年可決）第一五〇二条<sup>\*1</sup>の実施規則を採択した。同法の実施は企業のコンプライアンス上に影響を与え、社会的責任（CSR）に関する企業や政府の方針を評価するための新たな情報をステークホルダーに提供することになるため、企業の戦略にも少なからず影響を及ぼすことになる。

### 紛争鉱物規定

SECの委員らは、一定の「紛争鉱物」<sup>\*2</sup>を含む有する製品を有するまたは製造工程で使用する企業に新たな年次報告義務を課すドッド・フランク法第一五〇二条（紛争鉱物規定）に基づくフォームと最終規則を承認した。<sup>\*3</sup> 紛争鉱物とは「一般に「3TG（すず、タンタル、タンゲステンおよび金）」と称され、特定の政情不安定地域（コンゴ民主共和国（DRC）およびその周辺国

（Covered Countries）と定義されている）で採掘されている。SECは、エレクトロニクス、通信、航空、自動車、宝飾品、医療機器等の製造業などで約六、〇〇〇社<sup>\*4</sup>がこの規則の影響を受ける可能性があると推計しており、SECに報告書を提出していない日本企業も報告書提出企業のサプライヤーであれば影響を受けることになる。

第一五〇二条の適用対象である発行体は、紛争鉱物に関する開示とその義務がある場合、紛争鉱物報告書を二〇二四年五月三二日までに新たな専用開示報告書（Form SD）にてファイリングすることで、（会計年度の終了時に関わらず）二〇二三年二月に終了する暦年より紛争鉱物規定を遵守することを義務付けられる。紛争鉱物規定では企業のCEOおよびCFOによるForm SDの宣誓は義務付けていないが、同フォームは一九三四年の証券取引法第一八条の責任の対象となる。<sup>\*5</sup> すなわち「ファイル（Filed）」という事実上の影響は、報告書を提出する発行体が証券取引法第一八条に基づき「虚偽または誤解を与える記述」について責任を問われる可能性があるということである。

なお、紛争鉱物規定は、以下を含むいくつかの

ステップを義務付けている。

● 誠実に実行され、自社の使用する材料が紛争国産であるかまたはリサイクル／スクラップ由来であるかを判断できるよう合理的な「原産国」調査（RCOI）が設計し、調査を実施する。

● 紛争国が原産である鉱物がリサイクル／スクラップ由来ではないと結論した場合、紛争鉱物の原産と加工・流通過程の「デューデリジェンス」を実施し、場合によっては民間部門の独立監査を必要とする紛争鉱物報告書をForm SDの添付資料としてファイルしなければならない。

● デューデリジェンスの取組みは、経済開発協力機構（OECD）が承認したデューデリジェンス・ガイドランス等とその国でまたは国際的に認められたデューデリジェンスのフレームワークに準拠していなければならない。

なお、第一五〇二条の遵守に必要な長いリードタイムや同法の遵守が長期の事業／サプライチェーン計画の策定にどういった影響を及ぼしているか等々、二〇一〇年の法律可決以来、企業は多くの点を議論してきた結果、紛争鉱物規定の要求事項を満たすための時間的猶予を増やすために、SECの最終規則は、一定の製品の材料の原

図2 ● 3TGの用途とDRC産比率

金属	業界	一般的な用途	商業的原鉱	全世界の供給におけるDRCの比率
錫	・電子機器 ・自動車 ・産業機器 ・建設	・パイプ、回路接合用のはんだ ・鉄鋼の錫メッキ ・合金(銅、真鍮、ピューター)	錫石	5%
タンタル	・電子機器 ・医療機器 ・工具・産業機器 ・航空宇宙	・コンデンサ(殆どの電子機器) ・カーバイド工具 ・ジェットエンジン部品	コルタン(コロンバイト・タンタライト)	15～20%
タングステン	・電子機器 ・照明 ・産業機械	・金属ワイヤー、電極、接触子 ・加熱、溶接	鉄マンガン重石、灰重石、鉄重石、マンガン重石	0.60%
金	・宝飾品 ・電子機器 ・航空宇宙	・宝飾品 ・電気メッキ、IC配線	自然金または化合物	0.5～2%

図1 ● コンゴ民主共和国とその周辺国



産を「DRCコンフリクト判定不能(DRC Conflict Undeterminable)」とすることを認め、小規模報告企業<sup>\*6</sup>には最大四年間の、その他の企業には二年間の移行期間を設け、移行期間中、第三者による独立監査<sup>\*7</sup>の対象とならないことを定めてくる。

### 学んだ教訓

紛争鉱物規則案を早期に採用した企業は、(規定遵守の)成否が、まずは経営陣からの強力な明確なサポートがあること、次いでしっかりとしたコミュニケーションの手続が整備されていない部署間の緊密な協力にかかっていることを程なくして学んだ。少なくとも、サプライチェーン/調達、財務、財務および内部監査の四つの部署(プラス、社内であればCSR担当部署)が連携して作業を行う必要があること、および紛争鉱物規定の対象となる企業では、サプライチェーン分析が通常多数のサプライヤーについて実施されるため、リスクベースのアプローチの適用が適していることも分かってきた。

リスクベースのプログラムにおける第一歩は、多くの場合、単一の製品または単一の事業部が関わるパイロットプロジェクトを立ち上げることにある。日本のエレクトロニクスメーカー複数社が既にパイロットプログラムを実施しており、複数の大手自動車メーカーも二〇二二年に後に続くことになっている<sup>\*8</sup>。

パイロット・アプローチであっても、材料の流通過程や細かな部材の請求書に関して大掛かりな分析が必要となる。先進国市場の大規模なサプライヤーは、必要な情報を比較的容易に提供できるかもしれないが、私有企業および/または新興市場に本社があるサプライヤーにとって、はより困難でより長いリードタイムが必要かもしれない。

リスクベースのコンプライアンスのフレームワークを設定した後に対処すべき課題の一つは、自社のサプライチェーンにある鉱物の原産の判定である。最終工程の組立/統合作業に従事している企業は、一次サプライヤーと取引/契約関係を結んでいるが、その下に、機密保持上の配慮を要するクモの巣状に結ばれた取引契約で構成されたサプライヤーの層が二層あるいはそれ以上存在する可能性がある。紛争鉱物規定の期日に間に合わせるには相当なリードタイムが必要であり、その達成には、組織、報告体制または責任体制上の変更が必要となる可能性もある。課題の複雑さが明らかになるにつれ、先行企業は、パイロットプログラムから持続可能で監査可能なデューデリジェンスのプログラムに移行するために、必要なスキルとそれを可能にするテクノロジーのニーズの見極めを急いでいる。

これらのフレームワークの構築は、当初特定のコンプライアンス上のニーズに動機づけられたものであったかもしれないが、先行企業は、この取組みをより広範囲に活用することの価値を発見している。サプライチェーンの分析は、ステークホルダーの期待の高まりとCSRにフォーカスした他の規制<sup>\*9</sup>の出現への対応に必要な可能性があり、効率性と透明性の向上のための活用が期待される。企業は、紛争鉱物規定を単なるコンプライアンス上の対応だけでなく、サプライチェーン・リスク・マネジメントの端緒として捉えることが重要である。

\*1 <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-111publ203/pdf/PLAW-111publ203.pdf>  
 \*2 「紛争鉱物」という言葉は、証券取引法第1502条(e)(4)で、(a) コロンバイト・タンタライト別名コルタン(タンタルの鉱石)、すず石(すずの鉱石)、金、鉄マンガン重石(タングステンの鉱石)またはそれらの派生物、または(b) コンゴ共和国または隣接国で紛争の資金源になっていると米国務長官が決定したその他の鉱物またはその派生物と定義されている。  
 \*3 SEC Final Rule for Disclosing Use of Conflict Minerals, August 22, 2012, <http://www.sec.gov/rules/final/2012/34-67716.pdf>  
 \*4 Memorandum of Claiagan Environmental presentation to SEC, December 12, 2011 <http://www.sec.gov/comments/s7-40-10/s74010-429.pdf>  
 \*5 KPMGのDefining Issues  
 \*6 証券取引法の規則12b-2, Smaller Reporting Companies Regulatory Relief & Simplificationに定義されている。  
 \*7 1934年証券取引法  
 \*8 "Taking Conflict Out of Consumer Gadgets" - Company Rankings on Conflict Minerals 2012, Sasha Lezhnev and Alex Hellmuth, enoughproject.org, August 2012. <http://www.enoughproject.org/files/CorporateRankings2012.pdf>  
 \*9 Conflict Minerals Provision of Dodd Frank: Immediate Implications and long term opportunities for companies, KPMG LLP, August 2011 <http://www.kpmg.com/US/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/dodd-frank-series/Documents/conflict-minerals-provision-dodd-frank.pdf>  
 「ドッド・フランク法による紛争鉱物規制2011年8月、日本語対訳」<http://fas-group.kpmg.or.jp/knowledge/research/201111.html>